明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六〇）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三六三）　一
〔官庁報告〕
第六十八回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第百六十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百五十号を第四百五十四号とし、第三百八号から第四百四十九号までを四号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十一　1－ヒドロキシエチリデン－1・1－ジホスホン酸

別表第一中第三百六号を第三百九号とし、第百七十二号から第三百五号までを三号ずつ繰り下げ、第百七十一号を第百七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四　次亜臭素酸水

別表第一中第百七十号を第百七十二号とし、第九十三号から第百六十九号までを二号ずつ繰り下げ、第九十二号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　過酢酸

別表第一中第九十一号を第九十二号とし、第九十号を第九十一号とし、第八十九号を第九十号とし、第八十八号の次に次の一号を加える。

八十九　オクタン酸

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第三百六十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第２のＣの１.のアスコルビン酸，鉄試験用の目の次に次の一目を加える。

アスコルビン酸試液　Ｌ－アスコルビン酸1.76ｇを量り、水を加えて溶かし、100mlとする。

第２のＣの１.の塩化ヒドロキシルアンモニウムの目の次に次の一目を加える。

塩化１，10－フェナントロリニウム１水和物　$C_{12}H_9ClN_2 \cdot H_2O$　〔K 8202〕

第２のＣの１.のオクタデシルシリル化シリカゲル，薄層クロマトグラフィー用の目の次に次の一目を加える。

オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム（500mg）　内径10～25mmのポリエチレン製のカラム管に、オクタデシルシリル化シリカゲル0.5ｇを充填したもの、又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

第２のＣの１.のオクタン酸の目の次に次の一目を加える。

オクタン酸，定量用　$C_8H_{16}O_2$　本品は、無～淡黄色で、澄明の液体である。

含量　本品は、オクタン酸（$C_8H_{16}O_2$）98.0％以上を含む。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定するとき、波数2,930cm^{-1}、2,860cm^{-1}、1,710cm^{-1}、1,460cm^{-1}、1,420cm^{-1}、1,280cm^{-1}、1,230cm^{-1}、1,200cm^{-1}、1,110cm^{-1}、940cm^{-1}及び720cm^{-1}付近に吸収帯を認める。